

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の
指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第77号

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等 に関する要綱の一部を改正する告示

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年野田市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」を「施行規則」に改める。

第2条中「省令」を「施行規則」に改める。

第3条第1号中「旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準」を「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下この号及び次号において「厚生労働大臣が定める基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に相当する事業に係る基準」に、「旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中」を「厚生労働大臣が定める基準第38条第2項中」に改め、同条第2号中「旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準」を「厚生労働大臣が定める基準に規定する旧介護予防通所介護に相当する事業に係る基準」に、「旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中」を「厚生労働大臣が定める基準第60条第2項中」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「決定」を「通知」に改め、同条第1項中「前条の申請書を受理した」を「法第115条の45の5第1項の規定による申請を受けた」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「指定事業者は、省令第140条の63の5第1項に定める事項に変更があったときは、その日」を「施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日」に、「野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者変更届出書により市長に届け出なければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項の届出書を提出した指定事業者が休止した事業を再開するとき」を「施行規

則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出」に、「、野田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定再開届出書を市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「（指定の更新の通知等）」に改め、同条第1項中「前条の申請書を受理した」を「法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による更新の申請を受けた」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。